

第32回 和泉市入札等監視委員会(会議概要)

開催日時	平成30年5月16日(水)午後1時30分から午後2時20分
開催場所	和泉市役所1号館3階会議室
出席者	委員:弁護士、警察OB、大学教授 事務局:総務部長、(契約検査室)室長、契約担当課長、総括主幹、総括主査 合計8名
審議対象期間	平成29年12月1日から平成30年3月31日までの工事入札案件
議 題	議案審議 (1)入札・契約手続きの運用状況について (2)入札方法別抽出工事案件審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第3条に基づき、同基準第2条第1号の工事等一覧表の中から、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。 その他 (1)指名停止と再苦情処理の状況について (2)報告
審議概要	(1)入札・契約手続きの運用状況について ・通常型指名競争入札から公募型指名競争入札への段階的移行について 入札契約事務の公正性、透明性の向上及び業者が主体的に入札に参加できる体制作りを目的に、今年度は業種別等級格付の土木一式において、従来の4区分(A～D)から3区分(A～C)へ変更し通常型指名の対象となる業者及び工事を削減する。今後は他工種も含め段階的に公募型指名に切り替え通常型指名競争入札案件を削減していく。 委員長～公募型に変えたことで入札事務の公正性、透明性の向上が図れるとは具体的にどういった点か。 事務局～公募型はホームページに案件を公表し、入札参加するか否かは業者側で判断する方法で、条件を満たしていれば申請した全業者が参加できるものである。通常型は発注工事の設計金額によって、基準に基づき契約担当者が業者を選定するものである。 委員～これは和泉市だけの制度か。 事務局～発注に関しては一般競争入札が原則である。公募型は指名競争入札ではあるが、業者側の意思で参加できるので限りなく一般競争入札に近いものとなっている。運用は和泉市独自ではあるが、国通知においても、発注者による恣意的な指名の懸念が指摘され、公募型を積極活用するよう要請があることや、今回住民監査請求を受けた中で制度改革が必要との考えから行ったものである。

審議概要

(2)入札方法別抽出工事案件審議

平成 29 年 12 月から平成 30 年 3 月まで(85 件)の抽出案件(10 件)の入札・契約について説明。

・制限付一般競争入札案件

該当案件無し

・公募型指名競争入札案件

- ①「槇尾川公園整備工事」
- ②「ふるさとの川公園管理工事」
- ③「肥子2-0号線管布設工事その8」

質疑無し

・指名競争入札案件

- ①「和泉市立青少年の家野外炊飯場整備機械設備工事」
- ②「(仮称)和泉府中駅西線道路整備工事」
- ③「和泉市立コミュニティ体育館空調設備改修工事」
- ④「伯太 5 号公園遊具改修工事」
- ⑤「みずき台中央公園管理工事」
- ⑥「和泉市温水プール高圧気中負荷開閉器設置工事」

委員～今回の案件では事前辞退がいくつかあるが、その理由は。

事務局～発注時期が年度末にかかるため、辞退理由が「繁忙期である」「技術者不在」となっている。

委員～技術者不在とはどういうことか。

事務局～市では入札参加登録申請の際に技術者登録も行っており、資格が確認できる人のみ現場を管理する技術者になれるとの要件を定めているため、技術者が 1 人しか居ない場合、1 件契約すれば他案件には参加できないものである。

委員長～④がくじ決定で⑤は落札とあるが、工事内容の難しさ等の原因はあるのか。

事務局～④は遊具の設置で内容はシンプルなもの、⑤は施工場所が公園内であるため造園発注となっているが、内容は暗渠配水管布設工で造園業者にとっては不得手な内容であったことが考えられる。

委員～③と⑥はどちらも落札率 100%だが、何か問題はないのか。

事務局～この時期の案件は、業者にとっては繁忙期であり、積算が合わない等に加え、工期にも余裕が無く、リスクも高いが、市の案件なので協力しているとの声を聞いたことがある。

・随意契約案件

- ①「受託工事 井ノ口町配水管移設工事」

質疑無し

その他

(1)指名停止と再苦情処理の状況について

- ・指名停止業者 1者
- ・苦情処理案件 該当無し

(2)報告

○前回委員会時から現在までの動きについて報告。

事務局～前回の委員会から本日までの間、本室及び庁内関係課宛てに投書4件とホームページでの問合せ1件があった。

投書等の内容は、造園工事の入札結果及びホームページの管理不備等に係る指摘や要請であった。

このうち、ホームページの管理不備については、速やかに対応した。

○談合疑義に関するその後の経過について

事務局～平成30年1月31日付けで本市在住の住民から造園工事の談合疑義に関する住民監査請求が提出された。その後、口頭陳述を経て、3月28日付けで、談合の事実は確認できないとして「棄却」との監査結果が出された。これを踏まえ、4月20日付けで大阪地裁に訴状が提出され現在に至っている。今後、市では顧問弁護士と委任契約を締結し、争っていく予定である。

委員長～訴状に記載のある請求の相手方はすべて造園組合の業者か。

事務局～すべて造園組合の業者である。

委員長～任意団体なので、市が管理していないのか。

事務局～管理していない。

委員～新聞記事では、Aランクはすべて組合加入業者とあるが、組合員だからAランクということではないのか。

事務局～等級格付は要綱に基づき、総合審査点で各等級とも概ね均等になるように分けているので、組合だからAランクというような恣意的な分け方はしていない。

委員長～裁判をしていくとのことなので、推移を見ていくしかない。

事務局～訴訟経過については、この委員会でも適宜報告していく。

以上